

愛知県県有応急ポンプ貸付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、水害、地震、干ばつなどの自然災害による農地及び農業用施設等の被害防止、災害復旧、その他用排水に関する障害を除去するため、また、これらの障害除去に支障のない範囲で、大規模地震発生後の初期消火用水・生活雑用水の確保、県の行う土地改良事業等に利用するために、県が所有する揚水機及び付属機器（以下「応急ポンプ」という。）を一時的に貸し付ける場合に必要な事項を定める。

(貸付の対象及び使用料)

第2条 知事は、この応急ポンプを前条の趣旨に基づき、市町村、土地改良区及びその他の公共的団体等で知事が別に認めたものに対して貸し付けることができる。

2 応急ポンプの使用料は無料とする。

(貸付の申請)

第3条 応急ポンプの貸付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、県有応急ポンプ貸付申請書（様式第1号）を知事に提出するものとする。

2 前項の申請は、応急ポンプの貸付目的たる事業により利益を受ける地域を管轄する農林水産事務所長（以下「管轄所長」という。）に提出するものとする。

3 管轄所長は、前項による申請があったときは、当該計画の審査を行い適当であることを確認したうえで、県有応急ポンプ貸付協議書（様式第101号）により応急ポンプを保管する農林水産事務所長（以下「保管所長」という。）に協議するものとする。

4 管轄所長は、前項による協議を行う場合は、その旨を農林水産部長（以下「部長」という。）に報告（様式第102号）するものとする。

5 部長は、第3条第3項の協議に関して管轄所長に必要な指示をすることができる。

(貸付の決定)

第4条 保管所長は、前条の規定による協議があったときは応急ポンプの保管状況を確認したうえで、貸出の可否について管轄所長に回答（様式第104号）するものとする。

2 管轄所長は、前項の回答に基づき、県有応急ポンプ貸付通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

3 保管所長は、前項による回答を行う場合は、事前にその旨を部長に報告（様式第103号）するものとする。

4 部長は、第4条第1項の回答に関して保管所長に必要な指示をすることができる。

(緊急時の貸付)

第5条 緊急に貸付が必要となった場合には、電話等による仮手続きができるものとする。

2 前項により申請を受けた管轄所長は、部長に貸付要請を行い、部長は保管所長と協議、調整を行ったうえで、貸付の承認を行うものとする。

3 申請者は緊急時の貸付を受けた場合は、後日、速やかに書類での申請を行うものとする。

る。この場合には、第3条第1項から第3項、第4条第1項、第2項の規定を準用する。

- 4 管轄所長は、前項により申請者に貸付の承認を行う場合は、事前にその旨を部長に報告（様式第105号）するものとする。

（貸付期間）

第6条 応急ポンプの貸付期間は3ヶ月以内とする。ただし、応急ポンプの貸付を受けたもの（以下「借受人」という。）が貸付期間満了前において、県有応急ポンプ貸付期間延長申請書（様式3号）を知事に提出したときは、管轄所長は貸し付けた応急ポンプ（以下「貸付応急ポンプ」という。）の管理状況等を確認したうえで、3ヶ月を限度としてその期間の延長を承認（様式第4号）することができる。この場合には、第3条第2項から第5項及び第4条の規定を準用する。

（貸付応急ポンプの目的外使用等）

第7条 借受人は、貸付応急ポンプを知事が指定した目的以外に使用し又は他の者に転貸してはならない。

（貸付応急ポンプの管理）

第8条 借受人は、貸付応急ポンプを常に良好な状態で管理し、その受領、据付、管理、整備、返納等に要する一切の経費を負担しなければならない。

（貸付応急ポンプの亡失等）

第9条 借受人は、貸付応急ポンプを亡失し、又は損傷したときは遅滞なく県有応急ポンプ亡失（損傷）届（様式第5号）を知事に届け出るとともに、自らの負担でこれを補てんし、又は補修しなければならない。

2 前項の届出は管轄所長に提出するものとする。

3 管轄所長は、前項による届出があったときは部長と保管所長に報告（様式第401号）するものとする。

4 部長は、前項の報告があったときは、管轄所長に必要な指示を行うものとする。

5 借受人は、第1項の規定により貸付応急ポンプを補てんし、又は補修した場合は、知事にこの旨を届け出て管轄所長（その指定職員）の検査を受けなければならない。

（承認の取り消し、変更及び返納命令等）

第10条 知事は、既に応急ポンプの貸付を承認し、又は現に貸付期間中であってもその承認を取り消し又は貸付期間を変更して貸付応急ポンプの返納を命ずることができる。この場合は、借受人はこれによって生じた損害につき知事にその補償を請求することができない。

2 知事は借受人が貸付応急ポンプを第6条及び前項の規定による期限を越えて使用し、又は第7条の規定に違反して目的外に使用し若しくは転貸したときは、当該応急ポンプの返納を命ずることができる。

- 3 管轄所長は、前2項の規定により承認を取り消し、若しくは貸付期間を変更し、又は返納を命じたときは、その内容を部長及び保管所長に報告するものとする。

(状況の報告及び検査等)

- 第11条 知事は、貸し付け条件を遵守させるため必要があると認めるときは、借受人からその状況に関して報告を徴し、又は検査をすることができる。
- 2 知事は、前項の規定により報告を徴し、又は検査を行った場合において、借受人が貸し付け条件に違反すると認めるときは、これに対し必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(返納届)

- 第12条 借受人は、応急ポンプの貸付期間が満了し、又は必要がなくなったとき、若しくは第10条の規定により返納を命ぜられたときは、借受人の負担において応急ポンプを良好な状態に整備したうえ、県有応急ポンプ返納届（様式第6号）に応急ポンプの運転記録（様式第6号別紙2号）を添付して知事に提出するものとする。
- 2 前項の返納届は、管轄所長に提出するものとする。
 - 3 管轄所長は、返納届を受理したときは、応急ポンプの状態が良好であることを確認したうえで、保管所長に通知（様式第501号）するとともに、部長に報告（様式第502号）するものとする。
 - 4 部長は、前項の報告があったときは、管轄所長に必要な指示ができるものとする。

(管轄所長の専決)

- 第13条 知事は、この要綱に定めた権限の一部を管轄所長に専決させることができる。

(貸付台帳の整備)

- 第14条 部長は、県有応急ポンプ貸付台帳及び内訳簿に応急ポンプの使用状況、貸付状況を常に明らかにしておかなければならない。
- 2 保管所長は、愛知県財務規則で定めるに備品関係帳簿を整備するとともに、物品貸付簿により貸付状況を整理しなければならない。

(その他)

- 第15条 この要綱に定めない事項で必要な事項は部長が別にこれを定める。
- 2 管轄所長と保管所長が同じ場合は、第3条第3項、第4条第1項、第9条第3項、第10条第3項、第12条第3項における管轄所長と保管所長間の、協議、回答、報告、通知については省略するものとする。
 - 3 部長は第3条第5項、第4条第4項、第9条第4項、第12条第4項に基づき指示をする場合は文書により、事務に支障のないように速やかに行うものとする。

附則

- 1 この要綱は、昭和54年1月17日から施行する。
- 2 昭和42年4月1日付制定の愛知県県有揚水機械貸付要綱及び県有揚水機械貸付決定事務取扱要領は廃止する。

附則

この要綱は、平成13年10月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。ただし、第15条第2項及び第3項の規定は、平成14年2月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

愛知県知事殿

申請人住所
氏 名

県有応急ポンプ貸付申請書

愛知県県有応急ポンプ貸付要綱に基づき下記のとおり県有応急ポンプの貸付を受けたく申請します。

(なお、この貸付は愛知県県有応急ポンプ貸付要綱第5条第1項に基づく緊急の貸付です。)

記

- 1 使用目的
- 2 事業計画
(別紙1のとおり)
- 3 貸付を受けようとする応急ポンプの種類、名称、規格及び数量
(別紙2のとおり)
- 4 貸付を受けようとする期間
〇〇年〇〇月〇〇日 ～〇〇年〇〇月〇〇日
- 5 貸付料 無償
- 6 事業計画に関し参考となる書類

※()は第5条第3項準用の場合

事業計画書

- 1 受益地域及び地積
- 2 受益地域の状況
- 3 応急ポンプの据付場所
- 4 事業の着手及び完了の予定期間
- 5 事業費及び財源
- 6 一般計画平面図
別紙のとおり
- 7 運転記録作成責任者名

〇 〇 〇 様

愛知県知事

県有応急ポンプ貸付通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号による県有応急ポンプの貸付申請については、愛知県県有応急ポンプ貸付要綱に基づき下記のとおり承認します。

記

- 1 申請人住所、氏名
- 2 使用目的
- 3 貸付応急ポンプの種類、名称、規格及び数量
(別紙1のとおり)

- 4 貸付期間

〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日

- 5 貸付料

無償

- 6 応急ポンプの引き渡し及び返納場所

- 7 その他

貸付応急ポンプが亡失したり、損傷した場合は借受人の負担においてこれを補てんまたは、補修する必要がありますので、設置場所での保安措置や応急ポンプの点検、整備には十分留意してください。

(承認しない場合)

県有応急ポンプ貸付通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号による県有応急ポンプの貸付申請については、愛知県県有応急ポンプ貸付要綱に基づき下記の理由により承認できません。

記

承認できない理由

愛知県知事殿

借受人住所
氏 名

県有応急ポンプ貸付期間延長申請書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で承認のあった県有応急ポンプの貸付期間を下記のとおり延長したいので、愛知県県有応急ポンプ貸付要綱に基づき申請します。

記

- 1 貸付期間を延長しようとする事由
- 2 貸付期間を延長する応急ポンプの種類、名称、規格及び数量
(別紙1のとおり)
- 3 延長期間
〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日
- 4 貸付料 無償

〇 〇 〇 様

愛 知 県 知 事

県有応急ポンプ貸付延長通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号による県有応急ポンプの貸付延長申請については、愛知県県有応急ポンプ貸付要綱に基づき下記のとおり承認します。

記

- 1 申請人住所、氏名
- 2 使用目的
- 3 貸付応急ポンプの種類、名称、規格及び数量
(別紙1のとおり)

4 貸付期間

〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日

5 貸付料

無償

6 その他

貸付期間が長期に及ぶことから、貸付応急ポンプを良好な状態に保つよう点検、整備等を十分に行ってください。また、盗難等に備えて保安措置を強化するとともに、盗難保険等の加入を検討してください。貸付応急ポンプが亡失したり、損傷した場合は借受人の負担においてこれを補てんまたは、補修する必要がありますので十分留意してください。

(承認しない場合)

県有応急ポンプ貸付延長通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号による県有応急ポンプの貸付延長申請については、愛知県県有応急ポンプ貸付要綱に基づき下記の理由により承認できません。

記

承認できない理由

愛 知 県 知 事 殿

借受人住所
氏 名

県有応急ポンプ亡失(損傷)届

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で貸付を受けた県有応急ポンプを下記のとおり亡失(損傷)したので、愛知県県有応急ポンプ貸付要綱に基づき届出ます。

記

- 1 亡失(損傷)した理由
- 2 亡失(損傷)した応急ポンプの種類、名称、規格及び数量並びにその状況(別紙のとおり)
- 3 亡失(損傷)の損害見積額
- 4 借受人において、既に措置した場合はその状況

愛知県知事殿

借受人住所
氏 名

県有応急ポンプ返納届

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で貸付を受けた県有応急ポンプを下記のとおり返納
します。

記

- 1 返納年月日
- 2 返納場所
- 3 借受期間
〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日
- 4 応急ポンプの運転記録
(別紙1のとおり)
- 5 返納する応急ポンプの種類、名称、規格及び数量
(別紙2のとおり)

様式第 101 号(第3条第3項、第5条第3項準用及び第6条ただし書きで準用)

第 号
年 月 日

保管農林水産事務所長殿

管轄農林水産事務所長

県有応急ポンプの貸付＜延長＞について(協議)

別添のとおり、〇〇〇より県有応急ポンプの貸付＜延長＞申請がありました。内容を審査したところ適正であると認められますので、貴職の保管する県有応急ポンプを貸し付けることについて承認してよいか協議します。

(なお、この貸付は愛知県県有応急ポンプ貸付要綱第5条第1項に基づく緊急の貸付です。)

※()は第5条第3項準用の場合

※＜＞は第6条準用の場合

様式第 102 号(第3条第4項、第5条第3項準用及び第6条ただし書きで準用)

第 号
年 月 日

農 林 水 産 部 長 殿

管轄農林水産事務所長

県有応急ポンプの貸付＜延長＞について(報告)

別添のとおり、〇〇〇より県有応急ポンプの貸付＜延長＞申請がありました。内容を審査したところ適正であると認められますので、〇〇農林水産事務所長に貸付＜延長＞の協議を行うことを報告します。

(なお、この貸付は愛知県県有応急ポンプ貸付要綱第5条第1項に基づく緊急の貸付です。)

※()は第5条第3項準用の場合

※＜＞は第6条準用の場合

様式第 103 号(第4条第3項及び第6条ただし書きで準用)

第 号
年 月 日

農 林 水 産 部 長 殿

保管農林水産事務所長

県有応急ポンプの貸付＜延長＞について(報告)

別添のとおり、〇〇農林水産事務所長より協議がありました。県有応急ポンプの保管状況を確認したところ貸付＜延長＞できますので、〇〇農林水産事務所長に承認する旨回答することを報告します。

(貸付＜延長＞できない場合)

別添のとおり、〇〇農林水産事務所長より協議がありました。県有応急ポンプの保管状況を確認したところ下記の理由により貸付＜延長＞できないため、〇〇農林水産事務所長に承認できない旨回答することを報告します。

記

承認できない理由

様式第 104 号(第4条第1項、第5条第3項準用及び第6条ただし書きで準用)

第 号
年 月 日

管轄農林水産事務所長殿

保管農林水産事務所長

県有応急ポンプの貸付<延長>について(回答)

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号の協議については承認します。

(貸付<延長>できない場合)

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号の協議については、下記の理由により承認できません。

記

承認できない理由

様式第 105 号(第5条第4項)

第 号
年 月 日

農 林 水 産 部 長 殿

管轄農林水産事務所長

県有応急ポンプの貸付について(報告)

別添のとおり、〇〇〇より申請がありました。内容を審査したところ適正であると認められるので、貸付を承認することを報告します。

なお、〇〇農林水産事務所長との協議は了しています。また、この貸付は愛知県県有応急ポンプ貸付要綱第5条第1項に基づく緊急の貸付です。

様式第 401 号(第9条第1項)

第 号
年 月 日

農 林 水 産 部 長 殿
保 管 農 林 水 産 事 務 所 長 殿

管 轄 農 林 水 産 事 務 所 長

県有応急ポンプの亡失(損傷)届について(報告)

別添のとおり、〇〇〇より亡失(損傷)届が提出されましたので報告します。

保管農林水産事務所長殿

管轄農林水産事務所長

県有応急ポンプの返納について(通知)

別添のとおり、〇〇〇より返納届が提出されました。応急ポンプの整備状況を確認したところ良好であると認められるので、下記により返納します。

記

- 1 返納年月日
- 2 返納場所
- 3 貸付期間
〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日
- 4 応急ポンプの運転記録
別添-1のとおり
- 5 返納する応急ポンプの種類、名称、規格及び数量
別添-2のとおり

農 林 水 産 部 長 殿

管 轄 農 林 水 産 事 務 所 長

県有応急ポンプの返納について(報告)

別添のとおり、〇〇〇より返納届が提出されました。応急ポンプの整備状況を確認したところ良好であると認められるので、下記により〇〇農林水産事務所に返納します。

記

- 1 返納年月日
- 2 返納場所
- 3 期間
〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日
- 4 応急ポンプの運転記録
別添-1のとおり
- 5 返納する応急ポンプの種類、名称、規格及び数量
別添-2のとおり

保管農林水産事務所長殿

工事所管農林水産事務所長

県有応急ポンプの貸与＜期間の延長＞について(協議)

貴職の保管する県有応急ポンプについて、下記により貸与＜期間を延長＞してよいか協議します。

記

- 1 使用目的
- 2 事業計画等
(別紙 T10 のとおり)
- 3 貸付を受けようとする応急ポンプの種類、名称、規格及び数量
(別紙 T12 のとおり)
- 4 貸与を受けようとする期間
〇〇年〇〇月〇〇日 ～〇〇年〇〇月〇〇日
- 5 貸与に係る料金
無償
- 6 貸与業者名
請負契約後、報告します。

＜期間延長の場合＞

- 1 貸与期間を延長しようとする事由
- 2 貸与期間を延長する機械の種類、名称、規格及び数量
(別紙 T12 のとおり)
- 3 延長期間
〇〇年〇〇月〇〇日 ～〇〇年〇〇月〇〇日
- 5 貸与に係る料金
無償
- 6 貸与業者名

様式第 T102 号

第 号
年 月 日

農林水産部長殿

工事所管農林水産事務所長

県有応急ポンプの貸与＜期間の延長＞について(報告)

別添のとおり、〇〇農林水産事務所長に協議を行うことを報告します。

様式第 T103 号

第 号
年 月 日

農林水産部長殿

保管農林水産事務所長

県有応急ポンプの貸与＜期間の延長＞について(報告)

別添のとおり、〇〇農林水産事務所長より協議がありました。県有応急ポンプの保管状況を確認したところ貸与＜期間を延長＞できますので、〇〇農林水産事務所長に承認する旨回答することを報告します。

様式第 T104 号

第 号
年 月 日

工事所管農林水産事務所長殿

保管農林水産事務所長

県有応急ポンプの貸与について(回答)

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号の協議については承認します。

愛 知 県 知 事 殿

申請人住所
氏名

県有応急ポンプ貸与申請書

愛知県県有応急ポンプ無償貸与仕様書に基づき下記のとおり県有応急ポンプの貸与を受けたく申請します。

記

- 1 使用目的
- 2 事業計画
(別紙 T11 のとおり)
- 3 貸付を受けようとする応急ポンプの種類、名称、規格及び数量
(別紙 T12 のとおり)
- 4 貸与を受けようとする期間
〇〇年〇〇月〇〇日 ～〇〇年〇〇月〇〇日
- 5 貸与に係る料金
無償

事業計画書

- 1 事業名、地区名、工事名
- 2 機械の据付場所
- 3 予定工期
- 4 一般計画平面図
別紙のとおり
- 5 応急ポンプの管理、運転責任者名(運転記録作成を含む)
- 6 応急ポンプの借受場所

○ ○ ○ 様

愛知県知事

県有応急ポンプ貸与通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付で申請のあった、県有応急ポンプの貸与については、愛知県県有
応急ポンプ無償貸与仕様書に基づき下記のとおり承認します。

記

- 1 申請人住所、氏名
- 2 使用目的
- 3 貸与応急ポンプの種類、名称、規格及び数量
(別紙 T12 のとおり)
- 4 貸与期間
〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日
- 5 貸与にかかる費用
無償
- 6 応急ポンプの引き渡し及び返納場所
- 7 その他

貸与応急ポンプが亡失したり、損傷した場合は請負人の負担においてこれを補てんまたは、補修する必要があるので、設置場所での保安措置や点検、整備には十分留意されたい。

愛 知 県 知 事 殿

申請人住所
氏名

県有応急ポンプ貸与期間延長申請書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で承認のあった県有応急ポンプの貸与期間を下記のとおり延長したいので、愛知県県有応急ポンプ無償貸与仕様書に基づき申請します。

記

- 1 貸与期間を延長しようとする事由
- 2 貸付期間を延長する応急ポンプの種類、名称、規格及び数量
(別紙 T12 のとおり)
- 3 延長期間
〇〇年〇〇月〇〇日 ～〇〇年〇〇月〇〇日
- 4 貸与に係る料金
無償

○ ○ ○ 様

愛知県知事

県有応急ポンプ貸与延長通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号による県有応急ポンプの貸付延長申請については、愛知県県有応急ポンプ無償貸与仕様書に基づき下記のとおり承認します。

記

- 1 申請人住所、氏名
- 2 使用目的
- 3 貸与応急ポンプの種類、名称、規格及び数量
(別紙 T12 のとおり)
- 4 貸与期間
〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日
- 5 貸与にかかる料金
無償
- 6 その他

貸与期間が長期に及ぶことから、貸与応急ポンプを良好な状態に保つよう点検、整備等に心がけるとともに、盗難等に備えて保安措置を強化されたい。貸与応急ポンプが亡失したり、損傷した場合は借受人の負担においてこれを補てんまたは、補修する必要があるので、十分留意されたい。

愛 知 県 知 事 殿

借受人住所
氏名

県有応急ポンプ亡失(損傷)届

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で貸与を受けた県有応急ポンプを下記のとおり亡失(損傷)したので、愛知県県有応急ポンプ無償貸与仕様書に基づき届出ます。

記

- 1 亡失(損傷)した理由
- 2 亡失(損傷)した応急ポンプの種類、名称、規格及び数量並びにその状況(別紙のとおり)
- 3 亡失(損傷)の損害見積額
- 4 借受人において、既に措置した場合はその状況

愛 知 県 知 事 殿

借受人住所
氏名

県有応急ポンプ返納届

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で貸付を受けた県有応急ポンプを下記のとおり返納
します。

記

- 1 返納年月日
- 2 返納場所
- 3 借受期間
〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日
- 4 応急ポンプの運転記録
(別紙 T11 のとおり)
- 5 返納する応急ポンプの種類、名称、規格及び数量
(別紙 T12 のとおり)
- 6 返納する応急ポンプの整備記録
(別添)

※工事特別仕様書(例)

第〇〇条 県有応急ポンプの貸与について

仮廻し排水路に利用する水替ポンプ〇台は、別添「愛知県有応急ポンプ無償貸与仕様書」により別途貸与する。

愛知県県有応急ポンプ無償貸与仕様書(例)

(適用)

第1条 この仕様書は、〇〇事業〇〇地区〇〇工事における愛知県県有応急ポンプ(以下「応急ポンプ」という。)の無償貸与の取扱いに適用する。

(貸与応急ポンプの規格)

第2条 貸与する応急ポンプの規格は次のとおりとする。

名称	口径	揚程	出力	台数
水中ポンプ 発電機	φ〇〇・ —	〇m —	〇〇・ △△ KVA	〇台 △台

(貸与)

第3条 請負者は、応急ポンプの借受に際しては、県有応急ポンプ貸与申請書(様式 T1 号)を知事に提出し、承認を受けるものとする。

2 貸与期間は請負工事の工期の範囲内とし、返納期限は平成〇〇年〇〇月〇〇日とする。ただし、工事契約の変更に伴い貸与期間の変更の必要が生じたときは、県有応急ポンプ貸与期間延長申請書(様式 T3 号)を提出し、承認を受けるものとする。

3 請負者は、応急ポンプの借受に際して、監督員の立会のもとに応急ポンプの異常の有無を確認のうえ借り受けるものとする。

(禁止事項)

第4条 請負者は、次の行為をしてはならない。

- (1) 応急ポンプを第三者に転貸、売却、または担保に供すること。
- (2) 応急ポンプを目的外の用途に使用すること。
- (3) 応急ポンプの仕様を変更すること。

(応急ポンプの亡失等)

第5条 請負人は貸与応急ポンプを亡失し、または損傷したときは遅滞なく県有応急ポンプ亡失(損傷)届(様式第 T5 号)を知事に届け出るとともに自らの負担でこれを補てんし、または補修しなければならない。

(注意事項)

第6条 請負者は、善良なる管理者の注意をもって、貸与応急ポンプを使用管理するとともに、特に次の事項を守らなければならない。

- (1) 運転者は、当該応急ポンプに精通した熟練者を当てること。
- (2) 応急ポンプの過重な運転を行わないよう注意すること。
- (3) 応急ポンプの簡易な補修等を行う場合でも、必ず監督員にその旨を届け出ること。

(返納命令等)

第7条 知事は、請負者が第4条、第6条の規定に反したとき、または、やむを得ない事情により、既に貸与を承認し、または現に貸与期間中であっても、その承認を取り消しまたは貸与期間を変更して応急ポンプの返納を命ずることができる。

2 前1項の場合、請負者はこれによって生じた損害につき、知事にその補償を請求することができない。

(返納)

第8条 請負者は、応急ポンプの貸与期間が満了し、または必要がなくなったとき、若しくは第7条の規定により返納を命ぜられたときは、県有応急ポンプ返納届(様式 T6 号)を知事に提出しなければならない。

2 応急ポンプを返納する場合は、請負者は誠意を持って十分に整備、点検を行い、異常の有無等について監督員の確認を受けなければならない。